

自動車事故に 遭われた方の ご家族様へ

交通遺児等育成資金の貸付

自動車事故により死亡または重度の後遺障がいになられた方のお子さんに、無利子の育成資金をお貸しします。

貸付対象者

該当のお子さんを扶養している保護者

貸付金額

(子ども1人につき)

一時金

15万5千円

貸付期間中

毎月2万円

小中学校入学時の入学支度金

4万4千円

貸付期間

貸付を決定した月からお子さんが中学校を卒業する月まで

返還期間

お子さんの中学校卒業後、1年据え置いてから月賦・半年賦併用による20年以内の均等払い

※ただし、高校・大学へ進学した場合、在学中は返還猶予

自動車事故による 重度後遺障害者介護料

自動車事故で脳・脊髄・胸腹部に損傷を受けたことで重度の後遺障がいを残し、介護が必要となった方に介護料を支給します。

支給対象者

支給資格者の法定代理人、または扶養している方

支給資格者

自賠責認定通知書が1級1・2号、または2級1・2号の方

(平成14年3月31日以前の事故の場合、1級3・4号、または2級3・4号の方)

※ただし、労災や介護保険など他法令からの給付を受けている場合を除く

支給額

月額2万9290円〜13万6880円
(症状に応じて支給)

支給期間

申請書を受理した月から、支給すべき事由が消滅した月まで

問い合わせ先

独立行政法人 自動車事故対策機構 鳥取支所
福祉課 地域福祉係 (パンフレット等があります。)

☎0857-24-0802
☎0857-73-1333